

令和7年度

防犯協会野木沢支部

総会資料



標語コンクール審査会



避難所設営訓練

石川町防犯協会野木沢支部長賞

『#旅行なう 空き巣がよろこぶ SNS』

紀陸 文平さん

順 序

1. 議 事

①令和 7 年度事業報告について

②令和 7 年度決算報告について

会計監査報告

③令和 8 年度事業計画（案）について

④令和 8 年度収支予算（案）について

⑤会則一部改正（案）の承認について

⑥役員について

①令和7年度事業報告について

令和7年度事業報告

月 日	事業名	備 考
3月25日	防犯協会支部総会	事業計画及び予算の審議
8/1～8/31	防犯巡回	各区、地域協力団体、青少年健全育成協議会共催
10月3日	標語コンクール審査	区長会・安協・母の会・防犯協会・青少協共催
9月14日	地域ぐるみの事故防止運動パレード	
10月11日～	秋の全国防犯運動（10日間）	全国的な防犯運動の推進
12月～1月	夜間巡回	年末年始の事故防止運動

上記のとおり報告いたします。

令和8年3月31日

支部長 草野 裕

会計監査結果報告書

下記のとおり会計監査を実施したので、報告します。

1. 監査実施日時 令和8年3月19日(木) 午後13時30分から
2. 監査実施場所 野木沢自治センター 健康室
3. 監査事項 令和7年度 防犯協議会事業収支決算書
4. 監査意見 金銭出納簿、預金通帳、領収書綴等の関係諸帳簿について監査を実施したところ、いずれも適正に処理されていることを確認しました。

令和8年3月31日

監事 円谷 泰広



監事 岩谷 隆夫



監事 中村 一



③令和 8 年度事業計画（案）について

令和 8 年度事業計画（案）

月 日	事業名	備 考
3/25	防犯協会支部総会	事業計画及び予算を審議
7/20～8/31	夏の全国防犯運動	全国的な防犯運動への意識の高揚
8/1～8/31	防犯巡回	青少年健全育成協議会共催
7/月上旬～10/月上旬	標語コンクール（募集・審査）	区長会・安協・防犯協会・青少協共催
9月	防犯・交通安全運動	地域ぐるみの事故防止運動パレード
10月	秋の全国防犯運動（10日間）	全国的な防犯運動の推進
12月	夜間防犯巡回	防火及び事故防止への巡回
未定	各区自主防災組織事業協力	各地区自主防災組織による防災啓発事業の実施協力。

上記のとおり提案いたします。

令和 8 年 3 月 31 日

支部長 草野 裕

④令和8年度収支予算（案）について

令和8年度 防犯協議会事業収支予算書(案)

【収入】

(単位；円)

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較	内 訳
補助金	51,000	51,000	0	中野区20,000円 曲木区 13,000円 塩沢区18,000円
繰越金	79,714	66,444	13,270	前年度繰越金
雑入	0	0	0	
合計	130,714	117,444		

【支出】

(単位；円)

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較	内 訳
会議費	3,000	3,000	0	会議茶菓代
事務費	5,000	5,000	0	防犯巡回通知 標語審査 会通知等
事業費	100,000	100,000	0	標語コンクール参加賞、看板 代、自主防災組織事業協力等
交際費	0	0	0	
予備費	22,714	9,444	13,270	
合計	130,714	117,444	13,270	

収入金額130,714円 - 支出金額 130,714円 = 差引残額0円
上記のとおり提案いたします。

令和8年3月31日

防犯協議会野木沢支部

支部長 草野 裕



⑤会則一部改正（案）の承認について

令和7年3月に野木沢小学校が閉校になった為、石川町防犯協会野木沢支部会則第7条3項にある「野木沢小学校長」を削除する。

第7条支部長は消防分団長があたる。

2. 副支部長は各地区行政区長があたる。
3. 理事は消防副分団長及び部長、~~野木沢小学校長~~、野木沢自治センター長、その他犯罪予防活動を推進する必要がある団体の長の職にある者をもってあてる。
4. 監事は各地区行政副区長があたる。
5. 書記は野木沢自治センター長があたる。

石川町防犯協会野木沢支部会則

(総則)

第1条この会は石川町防犯協会野木沢支部という。

第2条この会は石川町大字中野、曲木、塩沢の地域住民及び関係機関団体をもって組織する。

第3条この会の事務所を野木沢自治センター内に置く。

(目的及び事業)

第4条この会は犯罪のない社会を理念とし、相互協力の精神をもって犯罪を予防し、警察活動に協力すると共に、防犯団体の発展と助長を目的とする。

第5条この会は前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- 1 防犯対策の研究
- 2 防犯広報活動
- 3 青少年の不良化防止及び補導
- 4 防犯功労者の表彰具申
- 5 警察活動に関する協力援助
- 6 その他防犯上必要な事項

(役員及び組織)

第6条この会に次の役員を置く。

支部長1名、副支部長、理事若干名、監事3名、書記1名

第7条支部長は消防分団長があたる。

2. 副支部長は各地区行政区長があたる。
3. 理事は消防副分団長及び部長、野木沢自治センター長、その他犯罪予防活動を推進する必要がある団体の長の職にある者をもってあてる。
4. 監事は各地区行政副区長があたる。
5. 書記は野木沢自治センター長があたる。

第8条支部長はこの会を代表して会務を総括する。

2. 副支部長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代理する。
3. 理事はこの会の企画運営について審議し、事業の浸透を図る。
4. 監事はこの会の会計を監査する。
5. 書記は庶務会計を処理する。

第9条役員の任期は2年とする。ただし、役員は当該役職の任期とし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条この会の会議は総会及び役職会とする。

第11条総会は本会の役員をもって毎年一回開いて次の事項を決議する。ただし、臨時に開くこともできる。

1. 予算及び事業計画に関すること。
2. 決算及び事業報告に関すること。
3. この会の運営に必要な会則の変更。
4. その他必要な事項。

2. 役職会は支部長、副支部長により構成し、必要に応じて開くことができ、総会に提出する事項、その他必要と認める事項を審議する。

第12条会議は支部長がこれを召集し、支部長が議長となる。

議事は出席者の過半数で決める。可否同数のときは支部長が決める。

(会計)

第13条この会の事業遂行のため必要な経費は各行政区の負担金をもって充てるほか、寄付金その他の収入によるものとする。

第14条負担金の額は毎年総会において決定する。

2. 負担金は5月末日までに書記に納入するものとする。

第15条この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第16条この会の経費は予算をもって行なうが、緊急必要を生じた場合は支部長の承認を得て支出することができる。

付則この会則は昭和39年より施行する。

昭和58年2月12日（一部改正）

昭和62年7月21日（一部改正）

平成13年5月29日（一部改正）

平成21年4月1日（一部改正）

令和2年5月21日（一部改正）

令和4年3月25日（一部改正）

令和8年3月31日（一部改正）

⑥役員について（役員については、4/1以降確定するものです）

令和8年度役員について

No.	役職	氏名	備考
1	支部長	二瓶洋輔	消防分団長
2	副支部長	円谷泰広	中野区長
3	副支部長	岩谷隆夫	曲木区長
4	副支部長	中村一	塩沢区長
5	理事	菊池紳弥	消防団副分団長
6	理事	草野諒	消防訓練部長
7	理事	高橋龍	消防1部部長
8	理事	佐藤巧也	消防2部部長
9	理事	薄井謙太	消防3部部長
10	書記	近内光慶	自治センター長
11	監事	近内徳男	中野副区長
12	〃	佐藤衛	曲木副区長
13	〃	近内朝春	塩沢副区長
14			